

議案第20号

つくば市福祉支援センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年2月15日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市福祉支援センター条例の一部を改正する条例

つくば市福祉支援センター条例（平成2年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改め、「（以下「児童発達支援」という。）」を削り、同条第2号中「第6条の2第4項」を「第6条の2の2第4項」に改め、「（以下「放課後等デイサービス」という。）」を削り、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業  
（つくば市福祉支援センターとよさとに限る。）

第7条第1項中「第3号」を「第4号」に改め、同条第2項第1号中「及び第2号」を「から第3号まで」に改め、同項第2号中「第4条第3号」を「第4条第4号」に改め、同条第3項中「第4条第3号」を「第4条第4号」に改める。

附則第3項中「第4条第3号」を「第4条第4号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

令和3年4月から保育所等訪問支援事業の実施にあたり、福祉支援センター事業内容を変更するため、この条例案を提出するものである。

つくば市福祉支援センター条例（平成2年つくば市条例第15号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 第3条（略） （事業）</p> <p>第4条 福祉支援センターにおいては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2第2項</u>に規定する児童発達支援_____を行う事業（つくば市福祉支援センターさくら、つくば市福祉支援センターとよさと及びつくば市福祉支援センターくさぎに限り。）</p> <p>(2) 児童福祉法<u>第6条の2の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービス_____を行う事業（つくば市福祉支援センターくさぎに限り。）</p> <p><u>(3) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業（つくば市福祉支援センターとよさに限り。）</u></p> <p>(4) （略）</p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</u></p> <p>第5条・第6条（略） （使用料）</p> <p>第7条 福祉支援センターにおいて、第4条第1号から<u>第4号</u>までに掲げる事業を利用する者は、福祉支援センターの使用料を納付しなければならない。ただし、児童福祉法第21条の6の規定による提供を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>第1条 第3条（略） （事業）</p> <p>第4条 福祉支援センターにおいては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2第2項</u>に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）を行う事業（つくば市福祉支援センターさくら、つくば市福祉支援センターとよさと及びつくば市福祉支援センターくさぎに限り。）</p> <p>(2) 児童福祉法<u>第6条の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）を行う事業（つくば市福祉支援センターくさぎに限り。）</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</p> <p>第5条・第6条（略） （使用料）</p> <p>第7条 福祉支援センターにおいて、第4条第1号から<u>第3号</u>までに掲げる事業を利用する者は、福祉支援センターの使用料を納付しなければならない。ただし、児童福祉法第21条の6の規定による提供を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

(1) 第4条第1号から第3号までに掲げる事業につき、福祉支援センターを利用するとき 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 第4条第4号に掲げる事業につき、福祉支援センターを利用するとき 600円を超えない範囲内で規則で定める額

3 市長は、第4条第4号に掲げる事業を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第4条第4号に掲げる事業を利用する日(以下「利用日」という。)の属する年度(利用日が4月1日から5月31日までの場合にあっては、利用日の属する年度の前年度)の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されていない場合。ただし、当該者の属する世帯にその配偶者がいる場合は、当該配偶者が市町村民税を課されていない場合に限る。

第8条 第14条 (略)

附 則

1・2 (略)

(東日本大震災の被災者に対する使用料の免除の特例)

3 市長は、次に掲げる者が第4条第4号に掲げる事業を利用する場合は、平成24年2月29日までの間、使用料を免除することができる。

(1) (7) (略)

別表 (略)

(1) 第4条第1号及び第2号 〃に掲げる事業につき、福祉支援センターを利用するとき 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 第4条第3号に掲げる事業につき、福祉支援センターを利用するとき 600円を超えない範囲内で規則で定める額

3 市長は、第4条第3号に掲げる事業を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第4条第3号に掲げる事業を利用する日(以下「利用日」という。)の属する年度(利用日が4月1日から5月31日までの場合にあっては、利用日の属する年度の前年度)の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されていない場合。ただし、当該者の属する世帯にその配偶者がいる場合は、当該配偶者が市町村民税を課されていない場合に限る。

第8条 第14条 (略)

附 則

1・2 (略)

(東日本大震災の被災者に対する使用料の免除の特例)

3 市長は、次に掲げる者が第4条第3号に掲げる事業を利用する場合は、平成24年2月29日までの間、使用料を免除することができる。

(1) (7) (略)

別表 (略)